

「中医協薬価専門部会での意見陳述
に関する説明会」(令和元年12月6日)
の資料は以下のとおりです。

次期薬価制度改革に対する意見

2019年12月6日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会

後発医薬品の薬価の在り方

○後発医薬品の薬価の在り方

- 数量シェア80%となる後発品の安定供給の必要性を踏まえると、そのコストを確保する上で、新規収載品の薬価は極めて重要であることから、初収載薬価は見直すべきではなく、先発品の薬価に0.5を乗じた額とすることを継続することに賛同する。
- 後発品の薬価改定については、市場での評価が適切に反映される制度とすべきであり、価格帯の集約により薬価が大幅に引き上がることを抑制するため、現行の3価格帯に集約する場合及び後発品上市後12年経過した際に1価格帯に集約する場合は、価格帯の増加を含め、集約の方法を見直すべきである。
- 集約の方法の見直しについては、中間の価格帯のみではなく下位の価格帯についても、適用すべきである。また、改定後の薬価が引き上がる品目がある場合は、それらの品目のみで別途加重平均すべきである。

○後発バイオ医薬品の取り扱い

- バイオAGの収載時薬価は、バイオシミラーと同様に先発品の薬価の0.7倍とすること、および、バイオAGが収載された場合に、先発バイオ医薬品をG1/G2の対象とすることについては、やむを得ないと考える。